

Title	平田篤胤・鐵胤父子の裏面
Sub Title	Private lives of Atsutane Hirata and his son
Author	國分, 剛二(Kokubu, Goji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.26, No.1/2 (1952. 12) ,p.129- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19521200-0129">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19521200-0129</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 平田篤胤・鐵胤父子の裏面

## 國分剛二

平田篤胤は國學四大人の一人で、鐵胤は其家學を繼いだ養子であるから、其門下も多く且つ廣く各地にも居つた。從て明治維新以後には神職も多く、神社行政の方面にも相當の權力を振つたので、其弊害も現われてゐるとの噂もある程である。

此の篤胤が伴信友や渡邊荒陽などと不和が生じ、鐵胤時代になると、其徒？の爲に鈴木重胤が暗殺さるゝと云う悲惨事も起つた。其原因は判明して居るようで、居ないようでもあるが、私が遠慮なく述べる事を許されるならば、次のように答えてみたい。云く、鐵胤と重胤との不和の起りは、單なる學問上のみの事ではなく、それよりも鐵胤は親の篤胤の家學を守り繼いだものゝ、重胤の學識と辨舌とに壓され氣味になり、從て篤胤以來の門人もだん／＼離れて、重胤の門下に入るようになるのみならず、篤胤の著書の賣行も思はしくなくなつて來た。是を換言せば寺院なら御布施や御札即ち入門料や著書の印税にも響き、平田家の家計上にも及び、減收となつたかと思はれるのである。夫で重胤を此儘にして置くと、平田家の學派が衰微し、經濟上にも響くから、學問上に事よせて門人の不良が自發的か、又は不良を唆のかして兇暴

平田篤胤・鐵胤父子の裏面（國分剛二）

を働けたものかと思はれるのである。例ば定計減收の證としては出羽國莊内大山（山形縣大山町）の酒造家で富豪である大瀧光憲の一門が重胤の門下に轉向したのみならず、重胤が秋田に參つた時などは、平田派の門人が、續々として重胤の講義を聞いたので、鐵胤等は大に驚いたとの事であり、又た越後の桂氏一家も重胤に好意を寄せたのであつた。此様の次第で、篤胤以來、折角築上げた平田學派の門人も自然に離れて、重胤に就くようになって來たのであつたと思う。

次に掲げる篤胤・鐵胤・重胤・渡邊荒陽の手紙は重胤暗殺事件に直接關係ないが、平田父子の行爲と、重胤・荒陽等の平田觀を物語る資料の一例であると思う。

○平田篤胤の渡邊荒陽宛手紙

逐日迎暑ニ相成候へ共、彌々御平安被爲在珍重奉存候。抑是は信友倅之文ニ御座候所、源藏ニ清書相頼越候ニ付一閱仕候所、不整之詞共も有之候哉之様に相見申候故、御願申上候何分よろしく御雌黃奉願候、尤も不宜所ハ直しく候様ニと申事ニ候故、是は貴翁へ相願候半と申遣候暑之砌例の如く（原註）右之趣故相願候事ニ御座候。先達之御手紙面拜誦仕候何くれ愚著に過失も有之候様被仰示、且彼是乍例御深情之御異見ども千々萬々忝奉存候、今さらの申事ながらかねて申上置候通り、今ハ不測ニ虛名高く相成候事故、誰も小子ニ異見等申くれ候人ハ無之歎息此事ニて前ニも申上

（一一九） 一一九

候如く、只々貴翁をこそ小子が病ニ疋する人と御頼ミ存候事故、此上なからも御心付候をハいさゝかも無御謙讓御示教仰く所ニ御座候、夫ニ付ても久々御光駕無之はハ何とも嘆かハしく存候、塾中もしば〱御光駕被下候砌と違ひ不取締之事共も有之、アハレ本之如く御出入被下少しづゝハ御いやでも御口を出し給はらバと存候こと毎ニ在之、小子この情相の所ハかねて御存之義ニてこれは御見ちがひあるましく存候、然るを御異見ハ忝く存候得とも過て改候をも御見とめなく御立入無之てハ、はなハだ遺憾之次第ニて補助責善を奉頼候本心を御察し無之、御慈愛の淺き様ニも思ひ惑はれ候、何はともあれはじめ御尋問被下候砌ハ次々御語相申候初一念之所ニ御立かへり何分ニも責善の補助奉願候、是は貴翁之御承知被下候任ニて御座候、内心ニハ父のごとくも頼み奉り候を、先頃兩度の御紙面のごとくニてはちからなく存候故、此節實父遠行忌中ニ籠り候愁情をもそへて御うらみ申事ニ御座候。書ハ言を盡さずアハレよくきゝうけ給へと長み申す(願註二三)件のごとし。

(文政二年)五月二日

あつたね

渡邊翁 玉几下

(篤胤の實父 大和田祚胤は文政二年四月八日に秋田にて歿す。)

渡邊荒陽返事

昨日ハ御紙面之處、折節致遠足不能即報候ひき。抑向暑之砌起居

平安珍重奉存候。されバ信友子息著述いたさるゝニ付、序文添削之事被仰越候へとも、少兒塵餅土羹之戯れニひとしき事をもて少したりとも思慮を費し候とハ愚老甚厭ひ候故、此義御斷、草稿即完壁候。將又久敷御宅へ不參ニ付縷に被仰越候義一通り御尤ニも候へとも、愚老別段存寄有之不參候。さるを世上のごとくよらずさはらずニ病氣とか老衰とかニかこつけ申居候事ハ、既ニ唐人左丘明すら恥ると申たるたぐひの事ニて、神の御末たる皇國の人、殊ニハ和漢古今天下一人たる渡邊之望にして心ニ耻候故、不得止事其一二を申述候、一躰足下書を讀、古言を解等の事ニ於てハ一家とも可申ニ候へとも、實事の行狀道義を解等之事ニいたりては毎々愚老か意ニ不安候を、正月言葉をもつて御出會も致かね、されバとて一つ〱申さんニハ傍ニ御門人又ハ他人も在て、きくときハ足下御身分ニも障り候事故、愚老不參より外の手段無之候、御紙面之通り書ハ言を盡さず唯一二耶。

五月三日

玄 祿

大角 様

大角は即ち平田篤胤、渡邊玄祿は諱は之望ノフモチ、字は萬夫、通稱は

政之助一玄祿、號は荒陽・甄玉齋・能曾丸・瓢廼屋。埼玉縣南

埼玉郡大袋村恩間(東武線大袋驛下車)の出身で、天保九年二

月一日に八十七才で歿し、江戸本所牛島長命寺に葬り、齒骨を

故郷の恩間の小寺に埋め、法名を甄玉齋荒陽玄祿居士と云つた。

初は儒學、後は皇學を江戸で教へて居つた。因に荒陽の女多勢子は國學者の村田春海の養女となつた。

右の渡邊荒陽の返事を見ても篤胤の片鱗を窺う事が出ると思ふ。

次には平田篤胤の石川依平に宛たもの掲て見よう。

○平田篤胤の手紙

去ル頃御家前通行之節久しき樂ミにと御立より申候處、御留守にて本意なく奉存候、乍去何所とか近村へ請待にて御出之趣一段と大慶之御儀奉存候。扱其節一筆少遺之、御父君へ附し候へキ、定て御覽と奉存候、此地にてハおひたしく物入候て懷寒く心細く候間、何卒早々之便ニ二帙之料物御送り被下候様相願候、もし相手なく候ハ、此地にてハたと入用之所本拂底に御座候間、無御遠慮本にて御上せ可被下候、其所ハ前書ニも申置候、ぎをん社内、江戸丹後と申仁之方ニ在り候間、右へむけ御こし可被下候、(前書に丹下と認る候ハ誤也)何分此手紙着次第兩様之内早々御出し可被下候。右申上度以急便如斯御座候。以上。

八月八日

大かく

依平君 參る

祇園大島居前下河原町江戸丹後方ニ寓者候間左様ニ御認メ可被下候。

二白、乍御面倒此書狀用事申遣し候間兩子之内何れへ也とも早々

平田篤胤・鐵胤父子の裏面(國分剛二)

相届キ候様御計可被下候奉頼候。以上。

○平田鐵胤の手紙

先月十六日大略之御返書差出候定めて相届事と奉存候、□□次第ニ暖和兩三日ハ暑氣相催申候。先以貴家御揃倍々御清榮可被御座奉恭賀候。隨而□□□□在候乍憚御安□可被下候。

一 玉たすき四五ノ卷上木製本入内金五圓先日御廻し被下御厚志之至り辱拜受仕候。扱後金拾圓ハ三月中御差立可被下候由重々辱奉存候。出來之所可成急キ□□□□一鉢ハ年内方之□□當ニ三月□□ハ二卷ハ仕立テ可申□候所、暮方早責申候ハ職人共手丈ニ而相分□出來不申、其内大災ニ而二月中も彼是出來兼、近頃細工人の棟梁を□□□先月初方大ニはか行最早四卷ハ大方出來、當月中ニハ製本相成可申候、五ノ卷も初の所出來是又來月中ニハ出來上り可申候。駿府の方も段々ニ料物□何レ二冊不遠出來可申御厚志之御助成深ク辱奉存候。尙又先ノ申上候毎月積金之儀も追て相集り申候得は、玉たすき□□とも引續キ彫刻いたし置候間□何とも御心配恐入候得共御約束之拾圓ハ何卒早々に御差越被下候様奉希候。

一 此間は草麻砥氏嫡公并ニ加藤・本多・上嶋之御三所御入門ニ付夫々御束修御扇子料御誓 得共御送り被下候ニ落手いたし候、毎御申上候通り御深切ニ御誘引御座候故、追々古學相弘まり次ニハ不殘古道ニ相直り可申と大慶至極奉存候。扱早々ニ御返書可申

(一三二) 一三一

候所、何かと取込之儀有之漸々今般御銘々へ親父方書狀差□申候間乍御面倒夫々御届可被下候、尤も例之石摺ニ種ハ略包テ差上候間可然御配分可被下候。尙又一ノ宮へハ別ニ神□□□一部卦入相贈り申候、惣而延引之段諸君へ宜御挨拶□□□述可被下候

一 金貳兩貳朱也、先達而差上候本并ニ丸藥料として御越下慥ニ落手仕候。

一 前便ニ眞柱一、天滿宮符二、御□二部、大元圖說三葉、次ニ玉櫛一部、大元圖三葉、己上差上可申上□□□則有合之被下候□□□□□さし上候内、玉櫛ハ拂底ニ付追々摺立可申候間出來次第差上可申、天滿宮御傳記ハ先壹部差上候。

一 吉田家御役所之儀御尋被下、祖先便ニ申上候通り評判不宜、親父學師之儀も彌斷ニ及び申候、此事ニ付キ色々譯合有之殊ニ□大ニ古學行はれ可申哉と存候にも有之候。當時 内密なる譯合ニ御座候間、時節を討御風意聽可申候。舞木も御調へ中々御座候何レ是も吉田家ハ放レ之様相成可申候、是等之儀ハ極御内々御聞逐可被下候。

一 命曆序考、御清之儀此節ハ御出來ニ相成候哉何卒乍御面倒御出□奉希候。

一 □災ニ付御見□□下漸々此節ハ靜り申候得は御安心可被下候、實ニ□返り板木并ニ出物類之内金銀ニも又はさる品々ニは毎々心配仕罷在候。いかて故□□君之御案□之通堅固なる置所相□

理申度候。扱又、松の紅葉の事、差上可申よし、則今便掛御目候、緩々御覽可被成候。

先は右等之儀申上度如此御座候余事後便萬々可申承候。恐々頓首。

四月九日

鐵 胤

羽田野君 玉臺下

尙、細君へも乍憚宜敷御傳 可被下候。

○玉たすき上木出來之取入御覽申度候得共、今少しニて製本相成可申候得は其上而差上可申候。

○御狀被成下候節、小子名前之儀「鐵胤尊君」など、御記被下候、此實名御記被下候儀ハ鈴□大人御説も御座候得共、是は兎も角も尊君の尊ノ字は何卒御止メ可被下候、さるハ尊ハ至尊の御上ニ限り可申御定御座候上ハ、先余事ニハ認メ不申□□書狀ニハ先ハ認メ不申候、毎々色々事申上候様而ハ憚入候得共、折を以御内々申上候様、親父又申候間、此段申上候不惡御承知被下度候。余事後便可申上候。再拜。

○和田村神主久米氏の舍弟の由申候 入 折々逢申候、いかなる人ニ候哉御序ニ御知らせ被下度候。

此の鐵胤の手紙の宛名は三河國の羽田野敬雄で榮樹園と號し、鈴木重胤とも懇意であつた。内容は御覽の通り父の篤胤の代理に認められたものかと思う。是を見ても平田家では東條や本代を收入の一部として居た事が判るのである。因に渡邊荒陽の「馬耳風譚」

などを見ると、平田家の名譽にも關するようた仕方、本を賣つた秘話などが載つてゐる。

次には鈴木重胤が平田鐵胤に忠告した手紙を掲げて見よう。

○鈴木重胤の手紙

御著書共世ニ廣マリ候様奉希候。殊ニ今世の人の心得違へる事ハ世の爲、人の爲、道の廣マリ候ハ我輩願ふ所ニ御座候、まことに善神の御所爲と奉悅候。然ルニ世の人のうけひき申間敷事ハアトへ御廻し被遊候ニハイカニこれハ思召に恐入候へとも、世の爲、道の爲の忠言ニ御座候。ソも先生ノ金言ハまことに古今未發の高論なれ共、無昭の愚俗千有餘年邪説ニマヨハサレ來ルなれハ、急ニ直りかたく返りてマコトノ道ノヒロマル妙と成ベケレハ、コ、三ツ御思慮有ヘキ也。此趣、敬雄（羽田野）も己レも申上度、先便ニも存寄候へとも、先生思召ヲ恐入モタシ居申候。しかし敬雄か申上し小言をさへホメ給ヘル廣キ御心ニハトカメ玉フハ有間敷と心付候故、卑言を不憚イサ、カ申上候。（虫入）ケレト敬雄等ハイタクナケキ申候。我等も明ケくれ何卒この道の廣マランコト額ふ心ニカニカクニ思ひウレヒ候へとも憚りて不申上候、實ニ師へ忠義を思ハし申上可然奉存候。此段開合わけさせられ可被下候。

此の忠言は何事であつたか、内容は此紙面では判らぬが、兎に角も門人として師家に對し忠言しなければならぬ事件が起つた

平田篤胤・鐵胤父子の裏面（國分剛二）

と見へる。

是は餘談になるが、鐵胤が明治二年八月四日に家族へ宛た手紙を見ると、本代の事、家庭の事も出てゐるから是を次に掲げて平田家の内情を窺つて見よう。

先頃御出來之衣袍、二日ニ初て着用、至極宜しく大慶いたし候、十五日之御荷物昨三日夕着、別條無之安心いたし候、今朝聞キ見申候、もハヤ是切也、此方方も朔日ニ大箱一ツ差出し申候。先月廿二日之御狀、二日ニ相届彌御無事珍重ニ候、此方も無事ニ御座候。

一 書物直下事委細申越し、池村書狀もあり承知いたし候、本屋賣ハ本直之ニ倍半増ニて可宜候。此方手本賣ハ右よりも少し引下ケ置可申候、池村へ宜敷く、今日大いそがし也。

一 昨二日御開板、學神御勸請無滯相濟奉恐悅候。宣命ニは勅使綾小路殿御入ニて御座候。但し學神ハ思兼大神と久延彦神計リニ相成申候、齋部神、未御神位なき故、先御見合と申事ニ候。明五日發講ニ而則右宣命講之筈ニ而仰渡、我ら相勤候事ニ相成申候。少々咳嗽ニて困り候へ共、成丈出精之心得ニて御座候。先々難有事御安悅可被成候。

一 桂之事承知何とか相成申候。

一 大夫之書付受取申候。

一 村瀬（女みかノ夫）之存意承知いたし候得と内談可致候。

（一三三） 一三三

一 暴風之事ハ先便申上候。  
一 熊之助(末子胤雄ノ子)少シハ宜しく相成候由。  
一 慎一郎へ之事も承知いたし居候へ共、是毎日急かしくて困り申候。

一 屋代も一同無事之由、一昨日御學校ニ而逢ひ申候。予衣冠之躰、銚太郎見學驚入大さうニ時宜いたし候。

一 お石(長子延胤ノ女)も大分大きく智恵つき候由相察し申候、何分早く見たく候。

一 三木(次子胤則)も無別條折々來り使も參り申候。おいそも段々宜尤しかし隙取申候。

一 今日内川の、おきく參りゆるくと咄し居申候今日ハ予病氣を申立、出勤不致候。明日之用意旁々也。おきく來春ハ上京との事、予歸リニ榮藏を連てかへるかも不知候。

一 進友之孫、昨日給仕ニ出勤いたし候、誠ニ飢渴ニも可及所、大安心也。其他大抵出勤ニ相成候へ共、未神田其外三四人残りあり人の事ニハ誠ニ困り申候、御察し。

一 出立之所、未日限不知候へ共、十五日迄ニハ必と存候。何レ九日便ニハ相分り可申候。先ニおきくとのへ咄し申早々如此御座候也。めでたくかしこ。

八月四日晝(明治二年)

御一同へ

鐵 胤

尙々學神之御事、眞柱様之神慮相徹し難有奉存候。御宮ハ不日御普請相始り可申、御神躰は歸京之上、御地ニ而御製造之筈也。御安心之事先便申上候。延胤御學校出勤之事、如何御考へ候哉、是ハ大切之事也、大急ニ大略いたし候。

此の手紙を讀んでも平田鐵胤は、自分の學派の發展に努力して居る事が判るではないか。御神躰の製造など、如何な事をするのか知らぬが、寺院で本尊の掛圖を賣つたり最近の新興宗教が教主の自筆神名掛軸を配布して收入を計つて居る等と同様であるよう感じられ、尙ほ家族が多く生活費も多くかゝる事も察されるのである。

○鈴木重胤と平田鐵胤との不和

鈴木重胤と平田鐵胤との不和に就て、平田方の言分は鐵胤の「兒の手柏」で大體は述べられてゐるかと思はれるが、鈴木方の言分は未だ詳かにされて居ないから、重胤の手紙では是に觸れてゐるものを抜書して、左に掲げて見よう。

前略一 小生儀、平田と不和ニ相成申候其根本と申候ハ、平門之輩、追々訪來候ニ付、いろ／＼質問いたし候ニ付、正實其事と心得、紀記兩典之説等申諭申候所、古史文以下之著述ニ追々相當り申事多分平田へ聞え候上、當六月頃平田よりしひて著述ミせ候様申候ニ付、祝詞講義追々かし遣候、七月より日本紀傳追々かし申候所、始之程ハ大ニ同心之體ニ御座候所、十月廿四日八册又々

かし遣候處、平田翁古史傳之説をぬすミ候と申來り、かつ師へ對し不敬之書様等相見え候などと咎め來り候、尤古史傳ハ十三年以前、門人光胤と申ものかり申候へ共、困外出<sup>ト</sup>之事にて朝借暮納、目ヲ通し候事不能それハともかくも小生中々大先<sup>ト</sup>之著述いたし候もの、平翁の説ヲ一二盜襲候とも、とても大海の水、手でせくと云程之儀にて益ニ相立と申ニても無之、乍去道同じけれバ事別ならざる筈也、素より本居大人ニも平田翁ニも似たりと申儀無之とハ申がたく候、なれども著述之主意と申候ハ、一編之始末ニ有之候事也、就之だん／＼やかましく惡口雜言申來候ニ付、相手ニも相成不申候所いつとなく疎遠ニ相成、十一月廿一日より音信不通ニ御座候、外よりあいさついたし候氣味之ものも御座候へ共、強而相頼ミ不申、只今和睦候ともどふで今一二年をまたず、又々絶交ハ必定也、其故ハ平田翁と小生と意趣のチカヒ之取ヲ一ツタトヘテ申候ハ、鈴屋翁の「家のわざなかこたりそねみやびをのうたはよむとも書はとむ」の咏有之ニ添て平田翁「皇神の道なわすれそウツツミノ世のことわざハよしムけくとも」と被咏候、是ハ事業之外ニ皇神ノ道と申もの有之候様きこえ候て甚其道少し事タガヒて覺え候、小生ハ「世の人のなすものことはこと／＼に神と君との道にぞ有ける」と申候主意立結申候也。右にて御察し可被下候だん／＼事の開け候より、皇道之道地ニ落候てイハユル神道者ニ相成、則日蓮輩の如く世上の妄人タハケタル事のミ申候故、

平田篤胤・鐵胤父子の裏面（國分剛二）

小生ハ皇典を本とし悉く證を正史ニ取候て、奇怪妄談一トイヘドモトラズ、期スル所唯朝廷之ためにする心得ゆるゑ、平先生没後門ニ入候といへども剛記<sup>ト</sup>傳聞ハ契沖にとり、志操勇烈なる所ハ荷田翁ニとり、氣象高致なる所ハ加茂翁ニとり、盛徳大業天下ニ比なく學術實直、實ニ後昆ニ師トシ仰クべく尊ムベキハ鈴屋翁を心のソコヒ甘心いたし申事にて、平田翁ハ果斷の敏捷ナルと、學力の俊逸ナルトを取候のミ、奇異怪説コレハ取ラザル所也、引書の正しからず言辭の拙キかつ内書外書を分ち、金帛を以てゆるすと、書物を藏して寫し出し、シメウリニイタスヲ、藏板ノ書ヲ高價ニウリて貧生ヲ困しめる事、トモスレバオニマカセ智ニ任じて偽ヲ云事とハ、小生是亦心のソコヒ取ざる事ニ候也。又説ノ上ニても大ニタガヒ候。大略

一曰造化三神無形ニて其イハユル高天原ハ北辰ニアラザルヲ。

二曰國常立神豐雲神ハ地球ノ公私運（逆カ）施の神ナル事。

三曰蛭子粟しまハ外蕃の事ニて天柱五岳考の如き處物を假候ニ不及候事。

四曰日神月神ハ日本紀の如く二神のアレマセルニテ古事記の如くハあらザルヲ。

五曰五男三女の傳説、陽珠盟約章第二ノ一書ヲ是トス。

其外死生之説、又道ト云モノノ事など一として合候もの無之、就之まづ幸ニ疎遠ニ相成、平門之輩ヲ避ケ可申奉存候。是ニて平田



よりあしく申なし、四五年位ハ人々ニあしくも可被申候へ共、又其ために煩らはしき事無之を幸ニ引込申候て、ますく精究仕可申義ニ候ニ付、内意兼而申上置候平田ノ拙キヲ、學事を以、小生ヲ攻ルカ無之、唯重胤ノタネノ字ハ亡父の名ヲヤリタルノナド、不埒之言を咄申候、小生父より賜候ものミだりにかへも出來不申ヤハリ重胤ニテ候。(不略)

十二月廿一日(安政四年?) 嚴櫃本

羽田野大人 御許へ

とある。宛名の羽田野は前掲の三河國の人で名は敬雄、榮樹園と號した。尙ほ此人に宛た手紙に次の如きもある。

(前略) 一平田之事御懇情被仰下不一方御配意之程不淺辱奉存候、不外、貴翁之御仰至極承知仕候へ共、渠よりも二三十葉之妄書を道之タメニ編候よしニテ諸國へ手廣く相廻し申事ニテ天下一同相ヒ、キ申儀、小生一存ニテ了簡ニもおよび不申、追々諸國門人共より申來候旨も有之甚當惑仕申候、貴翁之御威光ニテ同氏より諸國へ出し候書物のこらず取よせ、彼方より和陸申來候様御取計被下候様仕度奉存候。御書面之趣ニテハ不和ナルヲ國家へ不忠と被仰候、彼より不和にいたし申事ニ候へバ、此方ニ於て手之出し様も無之候ニ付、貴翁ノ御取計を以何分事濟候様被成下度候。公事出入之片聞と申ものハ甚以如何成モノニ御座候間、よく御考之上御取計可被下候。節角御懇情被仰下候儀故、以書中御答申上

候。此外御目ニ懸り候ても別段申上候様無御座候ニ付、新井□□  
□可仕候へ共まづ左様御心得置可被下候。右迄御答如此ニ御座候。  
己上。

二月十九日

鈴木勝左工門

羽田野老翁

とある。文中「渠(平田)よりも二三十葉之妄書」云々とある、此の妄書を渡邊刀水翁は、鈴木重胤の遭難の原因と稱されてゐる。「心のためし」かと附箋をなされてゐるが、此書は文久三亥年如月の年月があるから、右の手紙の文面とは合はぬようでもあり、殊に「二三十葉」ともあるから此點でも尙ほ考うべきであると思ふ。夫で思出したのは、手紙には年號がないから確には云はれぬが、安政五年二月の年月ある、平田鐵胤等編著の「見の手柏」ではないか知らんと、此書なら二三十葉もあつて鐵胤の意見や鈴木重胤の平田家宛の手紙數通を證據として揚げてゐるからである。

因に「心のためし」は鈴木重胤の著述でなく、重胤の名を偽つたものである事を、重胤の門人等が證明して解決したから、今は何人も疑つては居ないようである。

追記。三河の竹尾正胤が(安政六年)菊月廿七日に榮樹園、即ち羽田野敬雄に宛た手紙の中に、

一 鈴木重胤一條、「兄の手柏」江府ニ而手ニ入候由申越候、同

士も何卒、氣吹屋と和談ニ相成候様御同様ニ存候。

次には是も竹尾正胤から萬延元年九月十一日に羽田野敬雄宛の手紙の中に、

一 鈴木重胤、當四日ニ罷出一宿、直ニ乗船勢州々西國江登候旨、同士も道之爲、克ニ心勞被致候儀感心仕候。但干今、平田家とハ絶交之儀と奉存候、是而已苦々敷儀ニ御座候。

とあるを見ても、重胤と平田家との不和を如何に惜しまれて居たかを知るべきである。尙、此の竹尾正胤が安政五年十二月十五日に同じく羽田野敬雄に宛た手紙の中に、平田派の事があるから是を左に掲げて見よう。

一 平田翁學風益隆盛、藏板物追々出來、門人も九百九十九人ニ及候由、御同慶之至ニ御座候。但し眞實殉國赤心之胆力ヲ磨ク徒少ク、世態ニ阿諛し是ヲ快然といたし候物多ク困入申候、當今美濃・中津川は先生之學風盛大ニ而一同赤心確乎タル趣、愉快之事ニ御座候。

とある。是より先き、正胤の父である正寛が、嘉永四年八月五日に羽田野敬雄に宛た手紙の中に鈴木重胤の事があるから御參考に掲げて見よう。

先達而は神代眞言壹卷(重胤の著書)御差立被下其砌慥入手寛々ト拜見之上、書寫も疾々出來相濟候後、小生儀不快故ニ愚書認兼候而、返上段々ト延引長置ニ相成心外之失禮御容恕可被下候、漸

平田篤胤・鐵胤父子の裏面(國分剛二)

今便右之御一卷返還仕候御改御入庫可被下候。將亦、重胤書簡御封入被下一覽仕候、是又今便御返却仕候御入手可被下候、同士學業拔群之次第、北國筋云々誠ニ大道ひろく相成候御儀御同慶仕候。同士は追日高名ニも相成、氣吹舍故大人(篤胤)御後をも繼候學師ニも相成可申格別之事ト奉存候、定而度々御文通等御座候御事ト奉存候。

とある。次には正月廿九日(弘化二年?)の中に、

重胤が御來書之由、日本紀傳三百卷之内、舊冬迄に四十一卷出來之處、本書ニ而漸廿二丁半程ニ候由、委敷注解之程も右丁數ニ而被察大業恐入候儀共ニ御座候。同人へ入門高貴之御方、其處賀州藩大身之人ニも入門、筑前ニ而も古學館出來候由、□御同意大慶不可過之奉存候。

是も年號不明であるが、十二月九日の中に、

一 祝詞講義四卷被遣被下慥入手書寫之儀、悻儀早々取懸り候處、被是ト手間取レ漸今日迄ニ書寫讀合セ共相濟候間、則右之四卷并先便返上引殘壹冊都合五卷同便返還仕候、御改御落手可被下候、前文之通小子不快ニ付讀合せ之儀も悻共ニ爲相任置候間いまた右之分ハ一覽も不仕候、且又先達而之御書中之趣ニ而は御到來之分、右之外三四卷も有之候御事ト奉存候。何卒其分も爲寫立申度候間、御席次第被遣被下度奉希候、尤最早年内餘日無御座寫立出來は早春ニ可罷、其御舍を以被遣可被下候。祝詞注解之書、右之講義之

(一三七) 一三七

如キは是迄ニハなき委敷講説ニ而不容易御丹精格別事ト奉存候。

次に是も年號不明の六月十六日の中に、

先日は鈴木重胤士御尋申候由、當方にも立寄ニ而一泊ニ御座候。

同士著、祝詞講義三卷、神代眞言一卷、竟宴歌集一卷、御借用御

書寫御座候旨、御出來之上は御恩借御許容可被下旨大慶何卒拜借

奉希候、同士ハ専ら大道のミを教示之趣、御同様大慶之儀頼母仁

と奉存候。同士著、よつき草は御手ニ入候御事と奉存候、若しい

また御需も無御座候ハ、入御覽可申候。

因に此手紙は前の二通よりも早いものかとも思はれるが、如何  
であらうか。

「附記」 平田篤胤・鐵胤父子と鈴木重胤の手紙は家藏。

竹尾正寛・正胤父子の手紙は、渡邊刀水翁謄寫編纂の

『先賢雁魚』慶應義塾圖書館藏本より拔萃。

寄贈交換雜誌目錄

岩手史學研究	一〇	岩手史學會	駿台史學	二	明治大學史學地理學會
北大史學	一	北大史學會	史淵	四九—五一	九州史學會
歷史評論	三三、三四、三五	民主主義科學者協會	史林	三四ノ四、三五ノ一	學研究會
天理大學學報	六	天理大學人文學會	史學雜誌	六〇ノ一—六一ノ五	史學會
人文研究	三ノ二	大阪市立大學文學會	日本大學文學部研究年報	一	日本大學文學部
說林	三ノ一二	立命館文學會	經濟學雜誌	二六ノ一—三	大阪商科大學
立命館文學	八〇—八三	立命館大學人文科學研究所	社會經濟史學	一七ノ六、一八ノ一	社會經濟史學會
歷史學研究	一五五—一五七	歷史學研究會	東洋史研究	一一ノ三	東洋史研究會
古代學	一ノ一、二	古代學協會	東方學	三	東方學會
熊本史學	一	熊本史學會	Science Reports of the Tohoku University, No. 1		東北大學地理學教室
基督敎史學	一	基督敎史學會	西洋史學	一一	日本西洋史學會
西日本史學	八—一〇	西日本史學會	考古學論攷	一一	奈良縣敎育委員會
史觀	三六	早稻田大學史學會	人文科學研究所報	二四—二八	京都大學人文科學研究所
			文化學年報	四、五、六、七、八	東北大學文學會
					廣島史學研究會
					同志社大學文化學會